

第 15 回 MoF・NGO 定期協議議事録

日時：2001 年 5 月 31 日（木）14：30-17：30

場所：財務省第 3 特別会議室

議題：

- 1．共同議題
 - 1-1．MoF・NGO 定期協議のあり方について（前回からの継続議題）
 - 1-2．開発委員会・ADB 総会のフォローアップ
- 2．NGO からの議題
 - 2-1．ラオスのナムトゥン 2 ダムと世界銀行
 - 2-2．サムットプラカン汚水処理プロジェクトと ADB のインスペクション・ファンクション
 - 2-3．ECA の共通の環境ガイドライン策定について
 - 2-4．世銀セーフガード政策の改定に関して
- 3．MoF からの議題
 - 3-1．MDBs 改革について
 - 3-2．援助手続きの調和化について

出席者（順不同、敬省略）：

【財務省国際局】

開発機関課 丸山（課長） 木原、斎須、和家、米田、小林、山下、佐藤

開発政策課 玉木（課長）

【NGO】

高瀬（アフリカ日本協議会）、山中（草の根援助運動）、松本郁、本山、波多江（以上、地球の友ジャパン）、川上、飯塚（日本インドネシア NGO ネットワーク）、斎藤（マリー・ストープス・インターナショナル）、松本悟、福田（以上、メコンウォッチ）、鈴木（A SEED JAPAN）、山崎（JANIC）、神田（ODA ネット）、石田、マッキントッシュ、足立、倉戸（以上、「環境・持続社会」研究センター）

配付資料：【財務省】

- ・ MDB Reform Statement of Minister Visco at the G7 Finance Ministers Meeting (28/04/2001)
- ・ 2001 年春開発委員会：黒田財務官のステートメント援助政策・手続きの調和化部分の抜粋
- ・ 2000 年秋開発委員会：コミュニケ、援助政策・手続きの調和化部分の抜粋
- ・ 2001 年春開発委員会：コミュニケ、援助政策・手続きの調和化部分の抜粋
- ・ 世界銀行セマティック・セミナー・シリーズ 3「開発における環境・社会セーフガード・ポリシーの適用」案内
- ・ Response to Request for Inspection Samut Prakarn Wastewater Management Project (24/05/2001)

【NGO】

- ・ An Analysis of Nam Theun 2 Compliance with World Commission on Dams Guidelines Executive Summary (Aviva Imhof, IRN)
- ・ 世銀 Resettlement Policy の改定について懸念される点（地球の友ジャパン）
- ・ A Preliminary comparison of provision of the existing Indigenous Peoples Policy OD4.20(1991) and Draft Indigenous Peoples Policy (OP4.10) (Forest Peoples Programme, February 22/02/2001)

1. 共同議題

1-1. 財務省 NGO 定期協議の在り方について（前回からの継続議題）

神田：

議論したい点は2点である。1点は開発協力型 NGO との協調について。NGO 間での議論のポイントは、開発協力型とアドボカシー型という分類は世銀のもので、NGO が区別している訳ではないということ。私たちは開発協力型、アドボカシー型という分類に関わりなく、共同で財務省と協議していきたい。

MoF 丸山：

両方を行っている NGO もあり、我々としてもカテゴリー分けしたい訳ではない。

神田：

日本では NGO の規模が小さく、どちらかに特化しているイメージがあるが、どちらも行っている NGO もある。また、分類する必要もない。議題にもそれを盛り込み、完全にオープンな形で進めていきたい。

MoF 丸山：

我々の意図は、このような場で議論したことを、我々は我々で、NGO は NGO で、取り入れられるところは取り入れるようにすると、議論が生かされるのではないかということ。

神田：

今回は皆様のご都合もあり、参加は限られているが、今後は開発協力型 NGO から参加があり、それが議題にも生かされるのではないか。また、開発協力型 NGO の参加が増え、議題が多数になりすぎた場合は、NGO 側で調整も考える。

MoF 丸山：

その場合は協議の回数を年に4回とは限らずに多くするなど、いろいろな方法があると思うので、ご相談できればと思う。

神田：

もう1点は国際協力銀行(JBIC)プロジェクトの取り扱いについて。JBIC との定期協議で扱えば良く、財務省との協議ではとりやめたいとお話だったが、JBIC との定期協議はまだ始まったばかりである。私は出席していないので、出席した方から状況をお話いただく。

松本郁：

NGOから46名が参加した。NGOでは議題の整理をしなくては收拾がつかないという話もしていたが、JBICが1回目は全ての議題を取りあげたいとのことだったので、私はJBICの統合ガイドラインについて質問したが、質問一つに対し回答が一つというやりとりになってしまった。初回は十分協議できなかったため、次回はNGOで議題をまとめる形となった。JBIC定期協議には実施型のNGOが多く出席されていたので、MOF定期協議にも出席して欲しいと思っている。

MoF丸山：

JBICのプロジェクトについて、我々としても、議論したくない訳ではない。ただ議題が多く、JBICの個別案件まで議論していると、一つの議題にかける時間が少なくなることを懸念している。

神田：

個別案件でも、政策全体の議論につながるものは、やはりここで取り上げて行くべきだと考えるので、今後も継続して取り上げたいというのがNGOの意向である。

MoF丸山：

オペレーショナルな部分はJBICと、政策に反映できる部分についてはこちらで議論するというにしたい。

神田：

JBICとの定期協議の報告をこの場でする必要があるという議論もある。JBICとの定期協議の推移を見ながら考えるが、そのような可能性があることは念頭に置いておいていただきたい。

MoF丸山：

理由があってこの場で議論する必要があるれば議論することにする。

MoF丸山：

今回議題に上がっている世銀のセーフガード政策については、我々としてもこれから具体的対応策への準備が必要であり、非常に重要だと思っている。今回、一所懸命対応するつもりだったが、質問がこちらに届くのが遅れた。質問項目について必要があれば世銀に質問し、世銀の回答が十分でなければ再度質問するということをしており、それなりの時間が必要。それを考えると、少なくとも1週間はお時間をいただかないと、ここでの議論が生産的にならない。質問の提出についてお互いきちんとルールを守りたいと考えている。議論が消化不良になってしまうのは残念である。

神田：

ワシントンとの連絡に時間がかかるのはよくわかる。財務省からいただく提案議題に関しても、早くいただくということで、お互い協力したい。

MoF丸山：

前回出したこの協議の在り方についてのメモは議論を巻き起こしたが、ご意見があればどんどんお伺いし、今後の議論を活性化あるいは効果的にするために役立てたい。紋切り型ではない発言については、比較的改善されてきているのではないかと。このまま続けたいと思っている。

石田：

一橋大の大芝先生にお願ひし、行っていただいている外部評価がまとまりつつある。NGO 間で経過を含めてシェアした上で、今回はその結果などを報告できるのではないかと思う。

MoF 丸山：

是非、大芝先生に次回協議で報告していただければどうか。

神田：

大芝先生からこの場で双方に対し、意見を言っていただくのもいい。具体的な提案を出していただき、実現できるところは実現するという議論ができればと思う。

1-2. 開発委員会、ADB 総会フォローアップ

MoF 丸山：

まず、4月29日に行われた国際通貨金融委員会（IMF）と開発委員会（世銀）の合同会議について報告する。なぜ合同であるかという点、貧困削減戦略ペーパー（PRSP）や重債務最貧国（HIPC）s）のように両者にまたがる問題が増え、合同で議論した方がよいという議論が出てきたため。この委員会の議題は、HIPC）s）イニシアティブのフォローアップ、IMF の貧困削減成長ファシリティ（PRGF）と PRSP の促進、個別の問題に近いものとして、途上国の輸出市場へのアクセス、紛争終了国（ポストコンフリクト国）への支援といったものがあつた。ケーラー専務理事とウォルヘンソン総裁が2月にアフリカに行き、アフリカの指導者と議論した時の報告もなされた。各国の代表が意見を述べ、コミュニケに集約された。

日本政府としては2点強調した。まず、PRSP の質の向上。作成過程自体は非常に結構だが、そこで市民社会の参加をどのように確保するのか、国ごとのフォーカスをどうするのか、あるいは途上国自体のイニシアティブで作成する PRSP と国際機関の様々な政策とのプライオリティの問題など、PRSP の質の向上を様々な面から考えなくてはならないということを強調した。

もう一点は、HIPC）s）イニシアティブに関し、紛争終了国に適切に対応しなくてはならないということ、および重債務最貧国の改革努力を支援するという点である。大事なことは、HIPC）s）イニシアティブでの債務削減後どうするかである。個人的な考えであるが、債務削減をすると、マルチモバイも切り捨てるわけだが、その後、商業的なキャッシュフローが続いていくのか。続いていかないとすると、どのようなことが起こるのか。グラントだけで生きていくのか。そのようなことが本当にできるのか。もう一つは、債務削減後、例えば IDA が貸すとしても、融資は融資であり、重債務最貧国にとっては負担となる。10年、15年という長い期間で考えると、再び重債務最貧国になる恐れもある。今、HIPC）s）イニシアティブを一所懸命するというのは非常に重要で正しいと信じている。これによって、立ち直る国も多いと思う。しかし、これから5年、10年、15年と長い先を見ていくと、重債務最貧国が本当に立ち

直っていけるのか。立ち直れないとすれば、いったいどのような処方箋が最も適切なのか。難しい問題である。誰にも答えの出せない問題だとは思いますが、考えなくてはいけないのではないかと。そのようなことを考えながら、重債務最貧国の改革努力を支援していかなくてはならないだろう。

30日は開発委員会が行われた。開発委員会については、コミュニケが出ているのでみなさんご承知だと思う。開発委員会には全員が出席するオープンセッションと、少人数セッションがある。大事なのは少人数セッションで、ここでの議題には3つあった。

まず、中所得国に対する世銀の支援。中所得国への支援は非常に難しい。というのは、これらの国は経済状況や世銀に対する返済などが良いので、パフォーマンス・ベースド・クライテリアということから考えると、貸出額を多くするか、金利を安くするなどのごほうびをあげてもいいのではないかという意見がある。一方、市場にアクセスできる国に対し、希少な世銀の資金を振り分けるのだから、もっと高い金利で貸してもいいのではないかという相反する二つの考え方が成立する。我々はどちらかと言えば後者にあたるが、あまり言うと中所得国から大きな反発が来る。中所得国に対する世銀の支援は確かに重要ではあるが、世銀の活動の選択性も重要であり、濃淡をつけるべきである。また、一般論としてはもちろん、特に中所得国には、途上国の主体性が重要である。世銀としても今後どうするか難しい。今、レポートを作成し、議論しているところである。二点目が援助政策の調和である。これについては後ほど話す。三点目は、開発と貿易における世銀の役割である。ただ、今回の委員会の議論のポイントは中所得国問題であり、後の二点については、議論は短時間だった。

もう一つ、プログラム融資の問題も出た。プログラム融資の必要性は十分に理解できるが、プロジェクト融資も引き続き重要ではないか、また、プログラム融資に伴う様々なコンディショナリティが、過剰な負担とならないよう配慮すべきということ。さらに、新しい融資方法として、ディファード・ドローダウン・オプション、引き出しオプション、つまり、危機の時にすぐにお金をおろせるようにしようという考え方も世銀にはある。これは、手段として検討に値する。ただ、その時のコンディショナリティをどう考えるか、金額をどう設定するのか、これを利用するということは経済危機ということであり、コンディショナリティからはずれている状況にある訳だが、それをどうするかなど、様々な議論が行われた。

それぞれ答の出るような議論ではないが、コミュニケとしてまとめた形で出されている。以上が、ワシントン関係である。

アジア開発銀行（ADB）については、チェンマイ・イニシアティブに注目が集まった。また、アジア開発銀行の総会自体にも村上副大臣が出席し、演説を行った。そのポイントは、ADBが、市民対話、コンプライアンス、インスペクション・ファンクション、環境政策を、それぞれ強化して欲しいということで、比較的はっきり言ったので、事務局にはメッセージとして伝わったと思う。ただ、言うだけでは意味がないので、今後実際に日本政府として働きかけなくてはならない。

チェンマイ・イニシアティブは、流動性危機に陥った際に、アジア諸国間で助け合おうというもので、ASEANと日中韓のフレームワークで現金の貸し借りをするというもの。これについては、かなりの部

分で合意に達した。これは、アジ銀の総会とは別に、日中韓と ASEAN の財務大臣会合で議論が行われた。

アジ銀については、貧困削減日本基金に昨年 100 億円出したが、ODA 削減の流れもあって、今年は 79 億円を拠出することとなった。

もう一点、IT の促進に今年初めて 12 億 7000 万円の予算がつき、現在どのようにそれを活用できるかを事務局と話し合っている。フレームワークが固まってきたら、ここでご報告したい。

また、NGO の方と協議も行った。直接、サムットプラカンの住民の声が聞け、全体としては有益な協議ができた。このような住民の声をきちんと受け止めなくてはならないと思う。

松本悟：

財務省の方には、理事との会合など様々なセッティングに協力していただき、ありがたかった。今年の本ホノルルで一つ大きな変化は、これまで ADB がセミナーを開き、そこに NGO に来てもらうということを中心としてきたのに対し、昨年チェンマイで ADB 以外の枠組みで会合を設定しようとする NGO の会議があったこともあり、今回はそれに対し拒否の姿勢を貫くのではなく、そのような会合もあってもいいだろうという立場で、それ程多くはなかったものそこに出向いていただいたことだと思う。理事もマネジメントも、議論しなくてはならないアジェンダがある総会に、我々が非常に問題だと思っている問題を持っていっても、議論する場が十分に確保されないのではないかという疑問は NGO 内でも常にある。私自身は、年に一度の総会の場でこのような機会があって良いと思っている。マネジメントとしては、仕切りにくいいため、事前の準備段階で抵抗もある。今後、そのような場にどう対応するのか、そのような対話を決して拒まないという流れが今後も続いていくのか。このような対話の仕方についてどのようにお考えかお伺いしたい。

MoF 丸山：

マネージメントを代表して言えることはないが、日本政府としてはこのような場があることは構わないと思っている。留任するかわからないが、私が留任すれば、次回総会が行われる上海でも喜んで行きたい。これは続けていかなないと意味がないだろう。市民の声を聞き、「そうですね」と言うだけでは進歩はない。そこで何が合意でき、何ができないかを明確にする必要がある。合意できる点については、そのために我々ができるステップは何で、それならばこうしましょうとか、将来どのような状況になった場合には、日本政府としてこういうことをやりますと言うことはできる。NGO にも、できること、できないことがあると思う。住民との対話をできるだけ平和的にするなど、いろいろな点で議論出来る。相互に一歩ずつ歩み寄れば、成果が出てくるのではないかと。今はまだ「そうですね」と言うだけで終わっていると思うが、私はそれでは不満である。もっと連続して、今の延長線上に様々なことができると考えている。

高瀬：

私は ADB の OB として総会に出席した。NGO 関係のセミナーがたくさんあったが、ほとんど人が集まっていなかった。後で聞いたところによると、それは ADB 主催のセミナーだということである。ADB

が NGO との会合をファシリテートしようとし、裏目に出たという印象である。それに反し、ADB 当局の開催するセミナーは毎年良くなる。反対に、ボード・オブ・ガバナーのミーティングは毎年面白くなる。昨年のチェンマイ総会では ADB と NGO との対話がなすすぎ、今回は NGO との対話の側面を出しすぎた。そのギャップが今回見られたと思う。次の上海、それからイスタンブールと、年を経るに従い、そのあたりが調和すればいいと思う。

神田：

ADB 総会のフォローアップとして、今後海外 NGO と連絡をとる中から、問題が出てくることもあると思う。その時はこの場でまた取り上げたい。

2. NGO からの議題

2-1. ラオスのナムトゥン 2 ダムと世界銀行

松本悟：

プロジェクトとしてラオスのナムトゥン 2 ダム、制度として信託基金について議論したい。背景情報を簡単に説明すると、現在の発電能力は 1069MW、私がラオスにいた時は 690MW だったのでかなり流動している。事業費 11 億ドル、これも最大時は 15 億ドルだった。水没面積は以前のままで 450 平方キロだが、琵琶湖の 4 分の 3 というかなり広い地域が水没する。4500 人が移住しなければならず、影響を受ける人は 1 万人を超えると見られている。ラオスの人口が 500 万人ということ考えるとかなり大きい。IPP による発電事業で、現在の出資企業はフランス電力公社、ラオス政府、タイの Electric Generating Public Company (EGCO)、イタリアン-タイ開発公社である。プロジェクトをリードしていたオーストラリアのトランスフィールドは手を引いている。現在これらの企業が自らの出資分に対して国際開発協会 (IDA) の支援、および国際復興開発銀行 (IBRD) の部分的リスク保証、エンクレイブ保証を得ることを期待していると、私は理解している。世銀のプロジェクトのクライテリアからするとパイプラインとして位置づけられ、プレアプライザルに入るかどうか検討している段階と聞いている。一方で、信託基金を通じ、これまで社会環境面で間接的にプロジェクトの準備を支援してきたと思っている。私はある開発型 NGO でナムトゥン 2 ダムで沈む村を含め、約 5 年間森林に関するプロジェクトを行っていた。そのため、かなり近くでウォッチしていたが、私がいた 93~94 年から水没予定地の森林伐採が軍の会社によって進められている。また、住民移転もその段階で行われていたことを、私自身が確認している。世銀が入ったのは実はその後である。ダムを前提に豊かな森林が切り尽くされ、住民移転が行われた後に、環境影響調査を行っている。ダムの主な目的はタイへの電力輸出であり、だからこそ IDA 国であるラオスが IBRD のエンクレイブ保証を受ける可能性があるのだが、しかし、タイの電力需要は伸びておらず、プロジェクトの経済性にも疑問が出されている。アグリーメントも結ばれていない準備段階、特に IPP という企業による事業の準備段階であり、かつラオスのような最貧困国において企業支援をするというタイプのプロジェクトである。

そこで、以下のような質問をしたい。私が世銀の事務局からもらった日本社会開発基金の資料に、ナムトゥン・ソーシャルという項目があり、IDA クレジットとして 2000 万ドルとあった。これについて何度も世銀のマネージメント及び知り合いを通じて問い合わせたが、信託基金だろうという回答だったので、質問項目としてあげた。見当違いであれば、ご容赦いただきたい。私の理解が正しければ、詳細を教えていただきたい。

2点目は、1997年に日本の信託基金の一つである開発政策・人材育成（PHRD）基金が、本プロジェクトの準備のために使われている。実際には97年～98年の2年にわたって使われており、社会環境面の調査だったと理解している。現地で見ている、このように様々な問題が指摘されているプロジェクトに調査のための資金を提供する、あるいは小規模とはいえそこにお金を出すことで、このプロジェクトが生き延びていると思った。日本の信託基金、少なくともPHRDに関しては、プロセスとして resource mobilization and co-financing から提案され、副総裁の説明を受けて、日本政府がそれをレビューし、最終的に決定することになっていると思うが、日本政府としてはどのようなことをレビューされるのかお伺いしたい。

最後に、私自身の考え方としては、ナムトゥン2のような大規模なダムで、社会環境面での懸念が1980年代からずっと言われてきたプロジェクトに対し、このような信託基金を使うということは、ラオス政府や企業に対し、世銀は最後まで関わってくれるという期待を持たせることになる。このような議論のあるプロジェクトに対し、信託基金を使うのであれば、例えば非常に厳しい審査プロセスを採る、あるいはダムを前提としないオルタナティブを提案する調査項目を含めるなど、様々なことを考える必要があると思う。それは、審査過程がオープンで、様々な意見が言えなければ難しいと思うが、日本政府が信託基金に合意するところで、厳しい審査過程を設定することは可能か、あるいはそれについて財務省がどう考えているか、是非議論したい。

MoF 丸山：

まず、ナムトゥン2ダムがパイプラインにのっていることについて、金額が2000万ということなので、日本政府の技術協力のファンドとしては大きすぎる。普通のIDA融資だろう。理事会予定が2001年10月30日となっているが、これはとても無理な話で、暦年でいうと2002年後半に審議となるだろう。つまり、まだ前々段階のようだ。欧州復興開発銀行（EBRD）での私の経験に基づいて言っているので、世銀も同じだとは限らないが、コンピューターへ入力する際の都合上、理事会の日程を設定する必要があり、大抵の場合、それは早めに設定する。本件に関してもまだ全く動いていないし、プレアブレイザルの段階にも至っていない。

確かに、97年にナムトゥン社会環境プロジェクトという事前調査として、住民移転や環境に対する影響などに日本政府のPHRD基金を使った。2点目のご質問に関し、私は松本さんのご意見とは逆で、このようなものに日本政府は積極的に関わっていくべきだと思っている。世銀は比較的大きな官僚組織なので、社会環境的な懸念があっても、調査不十分のまま進めて行きかねない。日本政府が、環境などのアプレイザルをしっかり行い、駄目、あるいは変更という対応を、なるべく早い段階ですべきだというのが私の考え。しかも、プロジェクトを押し進めるという前提を全く持たないことが重要。全く別の選択肢を含めた調査、プロジェクトのフィージビリティ調査、社会環境面でのアセスメントなどをしていくべきではないか。すべきではないというご意見もあると思うが、私は、そのようなことをきちんとし、駄目なものも駄目、こういうフレームワークにしようということであればそうする、ということが有効な税金の使い方なのではないかと思っているし、私はそうしていくつもりであるが、どうだろうか。

松本：

私はそれでいいと思う。最後に申し上げたとおり、ダムの建設を前提にするのではなく、その地域の豊かな自然を住民の管理方法に倣いながら保全しつつ、住民の生活向上も考えるというオルタナティブを探すということであれば、間違った方向ではないと思う。ただ、丸山さんがおっしゃったことを実現するためには、かなりこのプロジェクトに関わる情報を収集し、判断する必要があると思っている。お金を出すだけでは積極的に声を出していることにはならないので、さらにそこに関与していくことが必要である。これも含めて本当に可能なのであれば、私自身は前向きな捉え方をする。

MoF 丸山：

それについては、様々な方法があると思う。松本さんが今おっしゃったことや電力需要の見通しも含め、フィージビリティ・スタディをすることになっていくと思う。日本政府だけでは背負いきれないが、他の政府と共同でプレッシャーを強めるという方法も一つである。NGO の考えと少し違うかもしれないが、様々なことを試してみた後で、やはりプロジェクトがうまく行かないのでやめましょうということでも、税金は有効に使われたと思う。専門家が判断するとうようなので、と日本政府がネガティブな手をあげることも可能だと思う。ただ、日本政府だけで世銀内を全部仕切れるわけではない。様々な国が様々なことを行っており、世銀の事務局も大きな力を持っている。日本政府が駄目と言ったとしても、修正した上で実施することもあり、どこまで可能かはわからない。しかし、できるだけのことをするのが我々の使命。

ただ、このプロジェクト自体はまだ動き出しているわけではない。必要ならばもう一度プレアプレイザルをしても良いと思っているが、まだ、そこまで声を上げる状況ではないのではないかと。

松本悟：

確かにプレアプレイザルだが、内部での議論を聞いてみると、必ずしも全く無視している訳ではなく、かなり関心を持って見ているようだ。一方、ラオスにとっては、自国の GDP の 4 分の 3 にあたるプロジェクトであり、死活問題である。これがラオスの政治的安定にも関わってくるとの意見さえある。世銀からすると関与は非常に薄いですが、ラオスの新聞報道では世銀が検討しているという説明がつく。つまり、ラオス政府からすると世銀がバックにあるという意識があるということである。私はこれを最も懸念している。今の段階の関わり方として信託基金があると言うならば、もう少し現地への影響を考え、ダム以外のオプションも世銀は考えている、政府の言う通りだけではない、と言うことが、現地にとっては重要なメッセージとなる。すでにプロジェクト準備として、住民移転や伐採がかなり行われている。村人の声を借りれば「森がない以上、ここで生きていけない」という状態になってきている。そのような形で準備が為されている中で、世銀がプロジェクトを引き伸ばしていること自体が持っている影響は、ラオスにとって非常に大きい。実施するかしないかはっきりしろと言うことではないが、世銀の態度がラオスには世銀がサポートしているというメッセージとして伝わっていることも考えていただきたい。

MoF 丸山：

おっしゃる趣旨はわかるが、今、話を聞く限り、伐採は世銀ではなく、ラオス政府がしている。これに対し、日本政府が何か言えるかということそれは無理である。内政干渉の問題となってくる。むしろ、ラオス政府にどう働きかけていくか考えなくてはならないということが一つ。

それから、世銀が影響力を持っているということだが、パイプラインのプロジェクトから取り除けということなら言えるかという、それも言えない。世銀の担当者がパイプラインにのせたことを、日本の理事がどうこう言う権限はない。問題の所在はわかるがとてもできない。

松本悟：

パイプラインから落とすには、世銀の担当者レベルで、世銀の様々な政策、あるいは、経済的效果から考えて難しい、というように・・・

MoF 丸山：

そのように周囲からの話で持っていくというのが現実的だと思う。2つ方法があり、1年以上動いていないからパイプラインから落とすというのが一つ。もう一つは、現地で問題があり、社会的な影響も大きいので、動かないのならば、パイプラインから落とすということ。これを誰かが言わなくてはならない。しかし、言える立場にあるのは、理事室ではなく、世銀のマネジメントである。

松本悟：

その点はわかる。質問に戻って、信託基金のレビューの際、財務省としてどのようなことをされているのか、あるいは先程言ったようなプラスの方向に信託基金を強化するために、NGO あるいは外部が関わったレビュー体制を作ることは可能か。

MoF 丸山：

非常に良いポイントである。まず、今何をしているかお話したい。信託基金は、四半期、アジ銀の場合はもう少し頻繁だが、ある程度まとまった形で来る。そこで、例えば JBIC や、外務省経由で JICA の専門家の話を聞くなどの方法を取り、財務省で話を総合し、回答している。とんでもない案件は上がってこないの基本的には問題ないが、一応チェックしている。我々は一所懸命早くしようとしているが、日本の信託基金は遅いと言われる。これはトレードオフの関係で、我々だけではわからないことを確認していると、ある程度時間がかかる。もう少しスピードアップすべきだと思っているが、なかなか難しい。

外部の専門家、NGO へのコンサルテーションを全てのプロジェクトについてすることは、守秘義務の関係もあり今のところは不可能である。議論のあるプロジェクトについては可能性がないわけではないが、そう簡単ではない。ナムトゥン2については、非常に注意して見ていこうと思っているので、良い例となるかもしれない。むしろ、そういうものへの警報機能として、このような協議会が非常にうまく機能していくのではないか。

松本悟：

それは、全くその通りで、そのような機能を果たせればと思っている。

もう一点、信託基金のレビューの際にチェックリストはあるのか、どのような基準で見ているのか。

MoF 米田：

プロジェクトのプロポーザルが上がってくる時点で、世銀の理事室からチェックリストがついて来るの

で、基本的にはそれをチェックする。チェックリストには、必ずこのプロポーザルのどこに指摘があったかも書いてあるので、こちらとして気になったことはプロポーザル本文に立ち戻り吟味する。そこで不明な点があれば、理事室経由で確認している。

松本悟：

日本政府の最終決定前にそのリストはウェブには出てこないのか。

MoF 米田：

出てこない。

MoF 丸山：

どこの政府もそうなのではないか。公開するかどうかは世銀の情報公開政策の問題なので、他国政府も同じ対応。信託基金の審査を NGO と一緒にすることについても、世銀の情報公開政策として問題がないか確認しなくてはならない。我々がしたいと思っても、事務局が駄目だということかもしれない。

松本悟：

そのようなリストがあり、本当に限られたものだと思うが、その中で警報を出したいものに対して情報提供や審査の段階で共に出来る部分は協力する、というのが理想だと思う。

MoF 丸山：

可能かどうか、また他国の状況等を調べてみる。

MoF 米田：

聞くところによると、プロポーザルの中身までレビューするのは日本ぐらいのようだ。

MoF 丸山：

それは、我々が一所懸命しようとしていることの表れである。

MoF 米田：

他国は、基本的に信託基金の運用を世銀事務局に任せている。政策に関わることや問題があると思われることについてのみ、本国が首をつっこむと聞いている。我々はプロジェクトの内容まで調べ、プロポーザルに問題がないか確認するという努力をしている。

松本悟：

是非、その姿勢を貫いていただきたい。

MoF 木原：

私もレビューに相当時間をかけているうちの一人だが、基本的に信託基金には優先分野として環境が入っているし、我々がレビューの際に注意しているのも環境分野である。

川上：

是非、そのような形で進めていただきたい。また、JBIC や JICA の意見に加え、NGO の情報も使えるものは使っていただきたい。特に、ナムタウン 2 など議論のあるプロジェクトについては、ご協力できるところはしたいと思っている。

MoF 丸山：

ここで個別に議論したプロジェクトは問題意識を共有する。そのような中で、プロポーザルが上がってきたら、詳細に見ない訳はない。本当に心配がある場合、NGO に確認することもあるかもしれない。このような問題意識を共有するのは、協議会の効用の一つだと思う。

2-2 サムットプラカン汚水処理プロジェクトと ADB のインスペクション・ファンクション

福田：

定期協議以外の場でも話を聞いていただき、丁寧にフォローしていただいている点について、感謝したい。

このプロジェクトによって影響を受けるタイのサムットプラカン県の住民から、ADB のインスペクション・ファンクションに提訴が出されている。実際、4 月に住民からインスペクションの申請が ADB に出された。申請後、マネジメントの回答を受け、インスペクション委員会が勧告をまとめて理事会に提出し、理事会の審査後、調査を決定するという手続きになっている。

前回もインスペクションの過程について、いくつか問題点を指摘させていただいたが、今回はインスペクションの過程に現地住民が関わる機会が極めて限られていることを指摘したい。インスペクション政策には、インスペクション委員会はインスペクションを行うかどうかを申請者に通知するということ、インスペクション後、理事会のアクションが決まった最終段階で、申請者に報告するという 2 点しか申請者について書かれていない。つまり、その間、実際に影響を受ける人たちは何もわからないまま、待つしか方法がないということである。

そこで、まずマネジメントの回答を公開していただきたい。これは、実際にどのような議論が為されているか知りたいということに加え、請求した住民に何が行われているのか知らせたいということである。今後の過程についても、できるだけ透明なプロセスで行っていただきたいと思っている。

2 点目は、このプロジェクトについての様々なレビューが ADB や JBIC で行われている。これらのレビューにどれほど時間がかかるかわからないだけでなく、その間現地の人から見える実際の工事現場では建設が進んでいる。こうして既成事実が積み重ねられており、タイ政府の公表によると、60% 建設が終了しているということである。そこで、これまでも議論させていただき、私たちも難しいと感じている点だが、このインスペクション・ファンクションの過程で、理事会が積極的なアクションとして、理想的には融資の執行停止など何らかの積極的なアクションをとることはできないか。

MoF 丸山：

インスペクション・ファンクションの手続きは、4 月 5 日付でクロンダン市長、その他の方の署名で請

求が出された。4月25日付でインスペクション委員会から事務局に対して回答が求められ、事務局からインスペクション委員会に対し5月24日付けで回答したということである。今後は、事務局の回答とクロンダン市長の請求を照らし合わせ、6月7日までにインスペクション委員会が査察を行うかどうか勧告を行う。事務局の回答は、ADBの了解を得、お渡しして良いことになったのでここでお渡しする。

二点目について、インスペクション委員会の機能が動き出したので、理事会の判断で建設を一時停止するというのは困難。融資契約がADBとタイ政府になっているので、タイの国会で停止を決議した場合以外は、建設の一時停止は難しいだろう。住民の皆さんの死活問題だということはわかるが。

福田：

昨年冬、102名の上院議員が、定数は200名なので過半数だが、ADBの総裁にこのプロジェクトの見直しを求めるレターを送付している。また、つい先日、同じく上院の環境委員会から、議論のあるプロジェクトについての報告書が出、サムットプラカンについても見直しするよう求めている。そう考えると、議会はこのプロジェクトに対し、かなり疑問を持っていると思われる。ただ、議会の考えと政府の意思決定とは別である。

MoF 丸山：

日本なら、国会が決定すれば従わなくてはならない。過半数がレターに署名しているのに、なぜタイでは議会で正式な決定ができないのか。

松本：

先程の話は上院のことである。現在の上院はそれまで任命制だったものが民選になった最初の議員で、議員にはNGO出身者や学者もいるので、上院から動きがある。下院とは異なる状況にある。

今、重要な局面にあり、環境委員会で否定的な意見が上がり、それが上院の本会議で審議中である。レターへの署名という点では合意した議員が、上院としての議決まで持っていけるか、というところである。ただ、確か上院の議決だけでは政府の決定に拘束力はなく、尊重されるだけである。下院はいわゆる政党の力関係で成り立っており、上院と同じ様な動きをしていない。上院がもし可決したとしても、下院が同調する、あるいはそれを理由に政府として動く、という可能性は高いとは言えない。

MoF 丸山：

理事会でも同様のことが言える。日本の理事はかなり問題を理解し、発言もしている。しかし、インスペクションという機能が始まった後に、理事会がそれに対してどれだけ言えるかということ、機構的なことで難しい。仮にそれを除いたとしても、理事会の中でどのような議論になり、どのように投票が行われるかは、タイの国会と同様のことがいえるわけである。

松本：

タイで大きな問題となっているのは、もし、タイ政府がこの問題を認め、建設を指し止めた場合、当然タイ政府の責任になるということ。つまり、すでに建設が進められているということは業者がいるとい

うことであり、建設業者への賠償問題が出てくるということである。タイ政府が決めれば、当然タイ政府が補償しなくてはならない。上院では、他のプロジェクトを例にあげ、タイ政府が賠償を払ってでも、中断した方が良いという議論もある。一つ可能なのは、その補償部分に対し、ADB が何らかの責任を共有するメカニズムを作ることである。それがあれば、タイ政府の決断がもう少ししやすくなるが、ADB として、これは可能か。 MoF 丸山：ADB は逆の事を恐れている。つまり、ADB が仮に止めると言えば、工事事業者に対し、ADB が損害を全て払わなくてはならないことになる。経済的にそれはとても無理だ。

もう一つは、もし ADB が止めると言った場合、JBIC はどうなるのかという問題である。だからといってそのまま進めておいて良いという議論にはならないが。

少し離れた議論になるが、独立専門家によるレビューも行われている。5月3日のワークショップでは、ムール貝養殖業者への補償範囲を2倍にする、重金属の除去を期待できない工場への規制を強化する、出てくる真水を別の用途に使うというようなことが言われている。例えば、このような措置を講じることにより問題を解決する方向に向かわせることはできないのか。我々が議論してもよくわからないのだが、現地の感じはどうか。

福田：

2つあると思う。1つは、独立のレビューに住民の声を反映させることを目的として開かれた5月3日のワークショップに関しては、非常に限られた住民だけが招待されている。ADB とタイ政府によって、様々な設計変更が行われ、環境影響の緩和策がとられているのは事実であり、これで解決する問題もあるが、そういった緩和策に対し、住民に理解を求める努力が足りないのではないか。少なくとも5月3日のワークショップの仕方には疑問符をつけざるを得ない。

MoF 丸山：

5月3日のワークショップの報告はまだ決定ではなく、示唆しただけである。完全にそのような方向性が出たわけではない。

福田：

補償範囲の拡大・処理水の再利用といった対策は以前からタイ政府が提案しているので、タイ政府は基本的にこの方向で行くと思う。ただ、それに対する住民の理解を得るための努力は足りない。技術的に正しいことをしていれば受け入れられるという態度で臨んでいるのではないかという疑問が、今のところは拭えないというのが1点。

もう一つは、住民にとって大きな問題は汚職であるということ。汚職の結果、建設が現在の場所になったために設計の問題や社会環境への影響が発生するプロジェクトになっているということになると、住民を納得させるためには、そこまでのプロセスのいっただいどこがおかしかったのか、きちんと振り返る作業をしなければならない。今のプロジェクトが正しい方向に行くことはもちろん重要だが、これまでのプロセスをきちんと洗い出す作業がなければ、住民が一度持ってしまった不信感を拭えないのではないか。

MoF 丸山：

汚職については、日本政府としては対応し難い。タイ国内の調査委員会で調査が進んでおり、また、国会議員が関与した疑いがある時に、日本政府が出ていくと内政干渉になる。汚職があったという結論が出たとしても、難しいのかもしれない。おっしゃることはわかるが、日本政府としてできる選択肢からははずれる。日本政府としてするならば、インスペクション・ファンクションと、環境の独立の専門家によるレビューに関することである。

松本：

それらを十分機能させるための条件づくりが必要である。インスペクション・ファンクションや独立専門家によるレビューが不十分だと言っているだけでは十分ではない。それらを十分機能させる環境づくりとして最も問題なのは、対話のテーブルで真剣に話合う状況になっていないことである。背景には、今言ったようなプロセスがある。過去のことを問題にしているのは前に進めないということならば、住民が言えるのは、目の前で行われている建設を一度止めた上で話し合いましょうということ。一方でプロジェクトが進んでいるなかで、様々な案が出され、それに対してどう思うかと言われると、時限爆弾が仕掛けられている中で、時間がないからここで妥協、ということになりかねないという心配がある。その懸念を取り除くことは非常に大きい。もちろんそれ以外に、よりフィージビリティの高い方法があれば良いが、今、私が考えられる中ではこれが最善であり、建設が止まった上で様々なプロセスが行われることが、住民にとってプロセスに積極的に加わっていくために重要な要因ではないかと思っている。

MoF 丸山：

非常に良くわかるが、日本政府として何かをするのは難しい。建設を一度止め、話し合うのが現実的だとは思いますが、それを日本政府から言い出すことは実際には難しい。住民の方の死活問題だということもよくわかるが。

川上：

インスペクション・ファンクションの過程として、融資の一時停止ということは、様々な案件で共通して出て来ている。日本政府として、組織的な改革はできないのか。

MoF 丸山：

そういう方法はあると思う。一つ考えられるのは、インスペクションの手続きをより短くすること。手続きが長すぎるために、その間工事が進んでしまう。手続きを短くすれば、多少は緩和される。

また、専門家の意見を聞かないとわからないが、メカニズムを変える中で、一定の要件があればプロジェクトを停止するという取り決めを入れることも可能だと思う。これも視野に入れ、インスペクションの見直しをしなくてはならない。

川上：

手続きの見直しは、具体的に行われているのか。

MoF 丸山：

サムットプラカンを見てからという話もあるので、今のところ具体的にはなっていない。

松本郁：

止める場合の費用は、ADB が負担することになるのか。

MoF 丸山：

インスペクションの規定が仮に変更され、止まることになれば、恐らくそうなるだろう。どうなるかはわからないが。

神田：

ナルマダのケースはどうだったのか。

福田：

ナルマダはインド政府自身が身を引いたので、融資中止に伴う費用を負担したのはインド政府だろう。先日の中国西部貧困削減計画でも、最終的に中国が融資申請を撤回した。最後は、借入国が引くという場合がこれまで多い。

MoF 丸山：

このプロジェクトは、独立の専門家によるレビューも今日終わったところなので、今後も見えていかなくてはならない。ここで結論が出る話ではないので、引き続き議論したい。

2-3. ECA の共通の環境ガイドライン策定について

松本郁：

先日の OECD 閣僚会議で報告が出ていると思うが、ジェノバ・サミットまで後 2 ヶ月となった。6 月 7、8 日に会合があり、意見調整をしている段階だが、共通のガイドラインの策定に関して、財務省としての今後の焦点をお伺いしたい。

MoF 木原：

6 月の 7、8 日に最後のつめをするという方向で議論することになっている。現在出されているファイルは環境コモンアプローチの第 5 訂版である。第 3 訂版の時は、OECD サイドが出さなかったにもかかわらず、NGO の方が手に入れていたので、今回は 6 月の会合を前に第 5 訂版を出し、皆さんの意見を聞こうという話になった。ぎりぎりになってしまったが、NGO や途上国政府の意見を聞こうということになっている。政府レベルで合意されるポイントは、まず合意のスコープについてである。つまり、どのような範囲をカバーするかということで、短期のものは除くことになっている。それから、金額が小さいものも実際のところ関与は難しいだろうとのことで除く。

もう一つは、各 ECA が行った環境審査を各国間でどのように情報交換するかである。各国の環境審査を行った案件とその審査結果をどう公表するか、通常、カテゴリー A といわれる最も環境に対してセンシティブなプロジェクトあるいはサイトをどうするかなど。Rev.5 を見ていただくとわかるが、EBRD

の環境審査報告書のリストが載っている。これが一つのメルクマールになるだろう。その他、国際金融公社（IFC）などの多国間開発銀行（MDBs）のリストやその手続きに従うことを基本とするという合意になっている。そういう点では、各 NGO から出された議論を完全とは言えないが、踏まえたものになっていると思う。

松本郁：

ファイナンシャル・タイムズに、日本が非常に後ろ向きになっているとの報道があったが、財務省としての見解は。

MoF 木原：

5月4日付のファイナンシャルタイムズに、日本、フランス、ドイツが環境コモンアプローチに「レジスタンス」だと報道された。

財務省、JBIC としては、さらに水準を上げたいという気持ちはあるものの、現在の Rev.5 に問題があると思っている訳ではない。JBIC とは関係ないが、先程のスコープの関係で、2年未満の短期案件は取り上げないということになった。2年未満の案件については、ECA が扱っている国と扱っていない国とがあり、これを最も主張している国は2年未満の案件を原則扱っていない。

もう一点、環境審査を行うにあたっては、限られた資金をできるだけピンポイントで投入する必要がある。非常に数の多い2年未満の案件を入れると非常にコストがかかるという懸念から、2年未満のものは落とすことになった。財務省としては、これをブロックする気は全くない。これをてこし、今後も進めていきたいと思っている。今度の6月7、8日にある交渉でファイナライズする予定。

私見だが、6月6日までに NGO からのコメントを受け付けるというのは短すぎると思う。OECD 事務局としては、それで終わりにし、何らかの形で次回の交渉で合意したいようだ。ただ、OECD で合意後、NGO と協議をし、それを踏まえて最終的なものにすべきと言う国もある。

ジェノバ・サミットまでにどこまでできるかは疑問。今回ファイナライズされるが、それがジェノバ・サミットに耐えられるようなものとなるかはわからない。

松本郁：

NGO が注視していたのはコンサルテーションと情報公開だが、公開の時期について議論されたか。事前に情報を公開し、協議することになっているか。

MoF 木原：

情報公開、エクスチェンジ・ビューについて、まず、ECG レベルでは、少なくとも年に1度は NGO と協議することになっている。今回のファイルについて、ECG のグループとしては、エクスチェンジ・ビューという言い方もあるが、make information publicly available を agreed basis でとされている。表題も exchange information から exchange and disclosure of information に変わり、ディスクロージャーの色彩が強くなっている。先程の ECG としてファイナライズ後の NGO との協議については、

そのような意見が出ているだけで、日程が決まっている訳ではない。

松本：

NGO との協議のことではなく、情報公開を、環境影響評価のレビュー後に行うのか、最終的な意思決定前か、それとも曖昧にしたままになっているのかお伺いしたい。

MoF 木原：

曖昧になっている。今日、ODA 事前評価について新聞報道があったが、これも意思決定後に事前評価するというもの。

松本郁：

情報の事前公開は、NGO として非常に重要だと考えている。また、ECG の議論が JBIC の環境ガイドラインに関わるのであれば、さらに重要である。是非、財務省には情報の事前公開をプッシュしていただきたい。

MoF 小林：

この協議に参加するのは一昨年 of 4 月以降、通算 8 回目になる。皆さんとの意見交換は非常に有意義だった。

JBIC の環境に対する認識は高く、JBIC の環境ガイドラインの統合の作業においては、皆さんの意見を取り入れつつ改良できていると思う。ただ、輸出信用分野では競争条件の均一化が非常に大事にされており、国際銀のガイドラインだけが先進的なものになれば良いということではない。一つの機関だけが前に出るのではなく、関係機関が同じように進んだアプローチを取ることが重要だと思っている。そのため、この間の財務省の輸出信用担当者の作業の多くは他省庁との交渉であったし、今後もそうなると思う。関係機関が同じ方向を向いていることが大事だと思っている。

松本郁：

OECD での議論を、経済産業省との交渉なしに進めていくことは不可能だと思うが、輸出信用機関のガイドラインについては、米国やオーストラリアがかなり進んだものを取り入れている一方、それ以外の国のものは非常に遅れているという事実は確かである。OECD での議論如何によって、JBIC のガイドラインが大幅に遅れた形で最終的に出来上がることは避けなければならない。すばらしい研究会によって、JBIC ガイドラインが非常に先進的なものとなることは研究会の成果にもなる。この点を改めて強調しておきたい。

2-4. 世銀セーフガード政策の改定に関して

本山：

主要なセーフガード政策の改訂が進められているので、問題意識を共有しておきたい。

理解している限り、非自発的移住、先住民族、森林、情報公開政策が改定となる。これに対し、NGO の中からは、セーフガードの弱体化になるのではないかと懸念が出されている。具体的な点については資料をご覧いただきたいと思う。今回は、非自発的移住と先住民族政策についてお話したい。一つ一

つ細かく指摘することはしないが、以前はかなり強い言い方で権利保障が為されていたのに対し、新しいものでは権利保障という面で明確な表現が取られていない点に懸念がもたれている。つまり、マンデイトリーからフレキシブルな政策になっているのではないかということである。先住民族のものは他団体が作成したもので、地球の友ジャパンとして、全てに関し、表現が弱くなっていると考えているわけではない。ただ、細かく文言を見ていくと、そのように取られ兼ねない部分もある。例えば、先住民族政策で言うと、「伝統的な生活」の認定について、legal title を持たない人がカバー対象となっていない。先住民族や土地を持たない人の所有権に対する配慮が弱くなっているのではないか。また、国立公園に住む先住民への補償が弱くなっているのではないか、自発的とされてしまう移住についても、もう少し注意してカバーする必要があるといったことである。先住民族政策の改定案はまだ公開されていないが、先住民族のグループが2月段階のドラフトを入手し、コメントしており、例えば、Operational Policy の表現と比較して、Operational Directive15-17 の適用範囲が弱くなっているのではないかという指摘をしている。

私自身は、世銀が意図的に政策を弱くしようとしているとは考えていないし、ウォルフエンソン総裁もそのような意図はないと言明している。ただ、そのような懸念が持たれてしまう一つの背景として、借入国にとって、世銀の基準があまりにも高すぎ、現実的ではないという意見があること、また、中国西部貧困削減プロジェクトでも指摘されたことだが、世銀スタッフ内でも政策の解釈が様々であることがコンプライアンスの問題につながっていることが指摘されている。そう考えると、もしかすると借入国のオーナーシップが強調されたり、セーフガードを実行するためのコストが高いという意見が出たりした、ということが政策を弱める圧力として働いているのではないかという懸念があることは事実である。

まず、今後の策定プロセスについて確認したい。非自発的移住政策に関しては、一度ドラフトが公開され、意見を受け付け、それを受けたものがすでに公開されており、今後は理事会に行くと考えている。一方で、反発が大きかったので、その期間を延ばしているという情報もある。

先住民族政策についても、今後のプロセスを教えてください。いつウェブにのるのか。また、OEDが行っているこれまでの実施状況に関するレビューの結果を改定案に反映するよう、先住民族のグループが要請している。

第二点として、中国の貧困削減プロジェクトに関して、借入国側ではセーフガード政策のコンプライアンスは実現困難であると考えていることが指摘された。今回の改定の背景には、借入国がコンプライアンスしやすくするように（基準を下げる）という圧力や、借入国のオーナーシップを強調する流れが影響しているのか。これまで、財務省としては、一層のコンプライアンス強化を求め、借入国のキャパシティ・ビルディングを支援していくと伺っているが、今後どのように進められるのかについても議論できればと思っている。

MoF 丸山：

スケジュールについて、非自発的移住と先住民族はスケジュールが異なっている。非自発的移住の方は理事会がかなり近づいている。我々が得た情報によると、6月の理事会にかかるようだ。理事会の前のCommittee of Development Effective（CODE）という委員会にはすでにかかっている。日本はこの委員会のメンバーではないが、そこで1月に議論がなされ、3月にドラフトがエンドースされ、6月に

理事会の審議にかけられるという予定となっている。本山さんのご懸念はよくわかるので、日本としてはそれを念頭において、対応したい。

先住民族政策の方も CODE に 2 月にかかっている。ただ、これについては 6 月から 10 月にかけてコンサルテーションを行うと聞いている。ウェブサイトだけではなく、国際機関、借入国、借入国に住む先住民に対して、コンサルテーションするようだ。今のところは、12 月に CODE に戻り、エンドースされ、その後理事会という予定になっている。

確かに、先程の途上国のオーナーシップは、我々が大事だと思っている点である。コンプライアンスの話からすると、今回セーフガード政策の改定というのは、Operational Directive から Operational Policy にし、明確に分化していくプロセスだが、改定と同時にセーフガード政策のコンプライアンスの手続きをきちんとすることが大切だと私は思っている。ただ、世銀には Quality Assurance and Compliance Unit があり、割と問題意識を持っている。世銀の他には、EBRD が Compliance Official を昨年作ったということだ。いずれにしろ、セーフガード政策が弱まらないように、というのは非常に大事なこと。おっしゃるとおり、世銀も意図的にしている訳ではないと思う。ただ、チェックしなくてはならない点はあると思うので、それは注意する。私自身は、コンプライアンスの手続きをしっかりとの方が実際的には大事だと思っている。

途上国のオーナーシップだが、PRSP を見てもわかるとおり、非常に重要。ただ、これは諸刃の刃で、途上国自体にオーナーシップがなく、セーフガードが途上国の理由によってできないということも現実的には起こってくる。これは非常に難しい問題。世銀はキャパシティ・ビルディングという形で、途上国政府、政府関係機関、途上国で活動する NGO、市民社会のキャパシティ・ビルディングをしていく他ない。それが、セーフガードの最後の担保になるのではないか。日本も協力を惜しまないつもりである。セーフガード政策に役立つ技術援助は PHRD 基金でできるだろう。本来、途上国政府が主体とならなくてはならない問題だが、なかなかうまくいかないというのも事実。少しでもキャパシティ・ビルディングをし、制度構築等を進めていくべきだと思う。問題意識はよくわかるし、世銀内のコンプライアンスの問題もあるが、途上国における実施の過程できちんと遵守されるかという問題でもある。

本山：

世銀がオーナーシップを強調する中で、政策がマンドレーでなくしても、キャパシティ・ビルディングに力を入れる方が良いという議論がされているのではないかという懸念があった。

MoF 丸山：

そのような議論はないと思う。ただ、それは難しいところで、おっしゃるような表現でなくても、現地に行くと、それに近い話もある。これからも、実施体制をきちんと見ていかななくてはならない。全くないとは言えないが、どう発見し、どのように良い方向に持っていくのが良いかは難しい点。

本山：

コンプライアンス強化を是非、お願いしたい。

MoF 丸山：

それは、きちんとしていたいと思っている。

本山：

政策自身が弱くなってしまうと、コンプライアンスが良くなっても、限界があると思う。政策の中身も注視していただきたい。

MoF 丸山：

先住民族の方は特に、これからの問題だと思うので、注意していきたい。

本山：

先住民族の方とのコンサルテーションを十分していただきたい。

また、先住民族の権利に関しては、国内法で必ずしもカバーされているわけではない。最新の議論では、自分たちは先住民族だと宣言することで、先住民族として扱われるべきとも言われている。実際するには難しい部分もあると思うが、世銀の政策も国際法の流れをきちんと取り入れるべきだと思う。

MoF 丸山：

おっしゃっているのは ILO の条約のことだと思うが、世銀の政策も基本的には ILO の条約に整合的である。世銀がためらっているのは、ILO の条文が伝統的にその土地を使用してきた人たちに関し、非常に強くなっており、各国の国内法がずいぶん異なる現状では、世銀が全てそれに従うと不具合が出てくるため。基本的には整合性があると思うが、ILO の条約については、批准したのは先進国だけで、多くの国が批准している訳ではない。また、条約自身まだ議論がある段階なので難しいと思う。

本山：

ILO の条約からさらに進んで 2004 年までに、国連で先住民に関する権利の宣言を採択準備中である。世銀の政策は今後何年か使用することになると思うが、その間に国際的にも人権の問題がいろいろ議論されると思う。実施をどこまでインポーズするかはまた別の問題としてあるが、そうした中であるべく新しい動きを取り入れるのもいいかと思う。JBIC のガイドラインとも関連しているので、世銀のセーフガード政策のスタンダードをいかに下げないか考えることをお願いしたい。

MoF 丸山：

個別のプロジェクトで、このような問題があれば指摘していただければ、問題意識が高まる。そして、我々が指摘することで、世銀事務局や他国の問題意識も触発される。このような場で、何が問題かを議論し、その上で世銀に指摘するのも一つかと思う。政策自体をどうするかも重要だが、個別プロジェクトでチェックするともっとわかりやすいと思う。

MoF 米田：

世銀セミナーの広報をさせていただきたい。6月7日に「開発における環境・社会セーフガード・ポリシーの適用」に関するセミナーを開くので、是非ご参加いただきたい。

3. MOF からの議題

3-1. MDBs 改革について

MoF 丸山：

昨年のサミットの流れを受け、MDBs 改革が G7 内で進んでいる。今回の合同会発委員会前でも G7 の財務大臣会議が行われ、そのコミュニケに MDBs の話が出ている。そのような中、次回サミットに向け、問題意識を集約し、MDBs と協議した上で、MDBs にいくつかの点を指摘することになっている。イタリアのピスコ大蔵大臣が 4 月 28 日のスピーチで、MDBs 改革について触れており、中でも最も大きいのは選択的な業務についてである。MDB の業務に優先順位をつけ、アカウントビリティや効率性を向上させることが、結果的に貧困削減につながるのではないかとのこと。

これを大きな柱として、いくつかの点がそこから引き出される。一つは、MDBs の活動の中で不必要な重複があるのではないかとのこと、例えば、同じ国で世銀とアジ銀が同じプロジェクトを実施するなど支援が有効に活用できていないのではないかとのこと、ある程度仕分けが必要なところは仕分けをしていこうということ。ただ、日本としては完全には仕分けしない方が良いと言っている。途上国にある程度、選択の余地を残すため、世銀とアジ銀が異なる政策を持っている方が良いと思うからである。日本は戦後いろいろなプロジェクトで復興してきたという歴史があるため、比較的、選択の余地を残す必要があるという考えである。一方で、それは不必要なオーバーラップだから、排除しようということもある。どこまでするかはそれぞれの MDBs 内で決めれば良いことだと思う。ただ、共通化できるところは、共通化して欲しい。それぞれの MDBs が作成する国別援助計画（CAS）と途上国がオーナーシップを持って作成する PRSP はもちろん、アジ銀の CAS と世銀の CAS とが全く異なっていると意味がない。ある程度共通の認識を持って議論を進める必要がある。それから、手続きの調和化。ビジネスの世界の話だが、世銀の調達関係の様々な書類が、アジ銀と全く異なると余計な負担を強いられる。手続き自体は調和化した方がいい。なかなかうまく行かないが。

二点目は透明化。例えば、理事会に行く前の CAS の公開や、予算について複数のオプションを出してはどうかという話、さらに、世銀内の行革、ストラテジック・コンパクトをどう評価するかに関してである。

三点目は国際公共財の支援に関して、MDBs としてどのような活動をしていくかについて。全ての国際公共財を支援するのは無理なので、例えば、感染症、環境、貿易、金融システムに焦点を絞るべきだということ。また途上国自身のガバナンス、中所得国の支援の見直し、およびその関連で MDBs の融資方法の見直し、特に、融資金利政策、中所得国に対する融資条件をどうするかなどである。今のところ、セクターや国に関係なく世銀の融資条件は一律だが、それでいいのか。社会セクターと保健セクターとでは、融資条件が異なっていて良いのではないかという意見や、国別に変えるべきという意見がある。難しい話だが、非常に重要なので、しっかり検討して欲しいということなどである。

財務大臣会合で今言ったような話ですり合わせができつつあるので、それを報告書に盛り込んだ形でしっかり実行してほしいという議論である。7 月 7 日の財務大臣会合で、報告書を作成し、23 日のジェノバでの首脳会合に報告する。その報告を受け、MDBs が行動を開始する。

松本悟：

NGO 間でもそうだが、MDBs の話をする際、頭にあるのは世銀である。しかし、ADB と世銀とではかなり状況も異なり、改革すべき点も異なる。このような形で MDBs を一括して改革と考えた場合、どの程度議論している人たちが、それぞれの違いを考えながら、改革の議論をしているのか。

MoF 丸山：

それは非常に大きな点だと思う。そのようなセンスは、日本が最も研ぎ澄まされていると思う。ADB が身近にあるからである。特に言わなければ、MDBs と言いつつ、実は世銀の話になっている。それぞれの機関のおかれた状況を十分踏まえてという点を、かなり盛り込んだつもりである。

松本悟：

一般論としては、それぞれの機関で状況が異なるというのは大事なことだ。しかし、中には、ADB にも世銀のようになって欲しいということもある。そういう点からすると、やはり世銀がリードするということが頭の中にはある。さりとて、改革のスピード等には違いがあると思う。関心があるのは、一般論として違いを明確にすることに加え、日本として ADB はどのような機関であるべきかという議論も大事だということ。これは日本一カ国だとあまり議論にならないと思うが、財務省としては、どのように ADB の特徴について議論しているのか。

MoF 丸山：

それは、以前からかなり議論しているが、ポイントによって異なる。というのは、例えばセーフガードやコンプライアンスの問題は世銀が進んでいる。しかし、ADB に小さな世銀になれということではなく、ホームドクターとしての ADB の特性をいろいろな点で発揮してもらいたいと考えている。ならば、ADB の比較優位はどこにあるかと言うとなかなか難しい。例えば、米州開発銀行は現地化が非常に進んでおり、現地オフィスの人員数等、世銀は足元にも及ばない。ADB の場合は、プロジェクトや政策でも、アジア的な考え方ということを考えて行かなくてはならないとは思っている。ADB 内でも ADB の比較優位は何かについて、問題意識を持って議論する必要がある。そうでなければ、ADB は生き残っていけない。

本山：

プログラム・レンディングは、コーディネーションを強めていくという動きなのか。

MoF 丸山：

コンディショナリティに関してである。これまで明確に統合するシステムがなかったが、そうしなければ対象国が混乱する。例えば、世銀と ADB のコンディショナリティが有機的に働かなければならない。ばらばらだとむしろ害になる。

そもそも、プログラム・レンディングをどこまでするかという問題もある。何でも、プログラム・レンディングですれば良いということではない。プロジェクト・レンディングの場合は、お金がどう使われたか、追求しようと思えばできるが、プログラム・レンディングではそれが最終段階までは明らかにならない。世銀はどちらかというプログラム・レンディングをしようとしているが、アジア銀はそうでは

ない。プログラマティック・レンディングという、プログラム・レンディングをもう一歩進めたようなものもある。

MoF 斎須：

プログラマティック・レンディングというのは、途上国自身に3年ぐらいの計画を作ってもらい、それに基づいて、一つの融資をいくつかフェーズ分けし、中期的に途上国の計画体制を助けようというもの。ウガンダやベトナムでは、貧困削減サポート融資が行われることとなっており、PRSPに基づいて3年のプログラムを作り、それに基づいて貧困削減を行うということが始められようとしている。その融資の下に1年ごとの調整融資がつき、コンディショナリティを基本的に3年間の計画とリンクさせる。達成状況を1年ごとに確認し、コンディショナリティを調整する。ウガンダが第一号案件。

3-2. 援助手続きの調和化

MoF 丸山：

開発委員会においても議論になった話だが、世銀は3つの分野での手続きの調和化の音頭をとっている。プロキユアメントの調和化と、ファイナンシャル・マネージメント、つまり現金の出納に関する手続きの調和化と、環境評価の調和化である。

これらは是非進めるべきだと思うが、それぞれの機関で確立したルールがすでにあるため、なかなか容易ではない。ただ、MDBs 間の問題意識ははっきりしており、機関も5つしかないので、ある程度のペースで進んでいくと思う。むしろ難しいのは、DAC で現在議論されているパイの調和化との関係である。調和化は意味あることだと思うので、是非したいと思っているが、パイの調和化の様子も見なくてはならない。いずれにしろ、調和化について、ある程度方向性が出ており、これから文書等も出てくると思うので、協議会の席でご披露し、皆様のご意見をお伺いしたい。

川上：

この3分野について調和を進める中で、下のレベルに合わせるのではないかと懸念がある。

MoF 丸山：

それはないと思う。

松本郁：

このステイトメントの実施に関し、期限はあるか。

MoF 丸山：

特に期限はない。

松本悟：

個人的にはMDBs がパイを引っ張って行って良いと思っている。この3分野について、二国間支援でも調和化をしようとしていることを初めて知ったのだが。

MoF 丸山 :

二国間は可能であるとしても、せいぜいプロキユアメントだけだと思う。

松本悟 :

私が関心を持っているのは環境アセスメントである。これは、パイにとってそれ程厳しいことではないと思うが。

MoF 米田 :

外務省の話によると、パイのタスクフォースでは、まだそこまで話は進んでおらず、まず何にプライオリティを置くかを話し合っている段階とのことである。

MoF 丸山 :

世銀もこの3つを優先分野としているだけで、他にも可能性を探っていくということだ。

高瀬 :

ハワイの ADB 総会で、オーストラリア大が中心になり、MDB に関する会議をするようだが、それについて、何かあれば教えていただきたい。

松本郁 :

3分野での調和化は、世銀のイニシアティブで進めるのか。

MoF 丸山 :

世銀の事務局がとりまとめを行っている。2月に MDBs の担当者間の会合があり、そこですり合わせをし、開発委員会での話となった。

MoF 木原 :

ここにあげられているものは、基本的に手続きに関するものである。途上国にとっては、いろいろな機関から、異なる手続きを求められるのが最も負担になるからである。

高瀬 :

私が知っている例の一つは、JICA とカナダの CIDA が、タンザニアで JICA と旧経済協力基金(OECF) が20年程行ってきたプロジェクトの評価を共同でしたというもの。JICA の意図は、評価の共通化だが、今後もこのようなことを続けるのではないか。

MoF :

評価についても、各 MDBs や ODA 機関が評価を共同で行うというのは、協調融資の分野等で議論もあるし、実際に行っている例もある。

MoF 丸山 :

これまでに、プロキユアメントが共通なら時間やエネルギーのロスが防げたという事例はある。

MoF 玉木：

保健の話をしたい。昨年の沖縄サミットでは主として IT に焦点があてられていたようだが、日本が力を入れていたテーマとして感染症対策がある。日本はサミットの機会に 30 億ドルの「沖縄感染症イニシアティブ」を発表し、そのフォローアップとして昨年 12 月に沖縄感染症会議を開催した。HIV/AIDS、マラリア、結核をターゲットとしたグローバルファンドの議論も出ている。4 月 26 日にナイジェリアのアブジャで開かれたアフリカ・サミットにおいて、アナン国連事務総長がエイズ、その他の感染症対策のための世界的な基金を提唱した。また、ブッシュ大統領が 5 月にアナン事務総長とナイジェリアのオバサンジョ大統領を迎えた席で、グローバルファンド構想に 2 億ドル拠出する旨発表し、それを受け、5 月の外務大臣の談話で、「米国の行動を支持する、わが国も協力する」というステートメントを発表した。特に HIV を始めとする感染症対策について、6 月 25 日からの国連エイズ特別総会と 7 月下旬のジェノバサミットでも重要なテーマの一つとして議論されると思われるので、ご紹介しておきたい。

以上 （記録：倉戸）